

みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱

令和6年3月29日
告示第27号

みどり市空き店舗活用補助金交付要綱(平成28年みどり市告示第36号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き店舗及び空き家(以下「空き店舗等」という。)への出店を促進し、商業の発展と地域経済の活性化を図るため、空き店舗等を活用して出店する事業者及び市民団体等に対し、みどり市空き店舗等活用補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(令8告示54・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点区域 みどり市立地適正化計画(令和7年12月策定)において、居住誘導区域として位置付けた区域をいう。
- (2) 空き店舗 事業を目的として市内に建築された建物及びその敷地のうち、現に利用されておらず、その所有者(空き店舗等に係る所有権又は賃借権若しくは売却を行うことができる権利を有するものをいう。以下同じ。)に事業目的として賃貸又は売却の意思があるものをいう。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築されたものを除く。
- (3) 空き家 居住を目的として市内に建築された建物及びその敷地のうち、現に利用されておらず、その所有者に事業目的として賃貸又は売却の意思があるものをいう(新築後に当該建物で居住の実態が全くないものを除く。)。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築されたものを除く。
- (4) 事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第3号に規定するサービス業(以下「サービス業」という。)又は同項第4号に規定する小売業(以下「小売業」という。)に属する事業を主たる事業として営む又は営む予定である個人、法人又は団体をいう。
- (5) 市民団体等 市内で地域活性化事業等を実践している市民団体、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人をいう。
- (6) 暴力団等 みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものをいう。

(令8告示54・一部改正)

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、事業年度の3月末日までに開店又は開所するサービス業又は小売業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 空き店舗を活用して行う空き店舗活用型事業
- (2) 空き家を活用して行う空き家活用型事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を行う事業者及び市民団体等とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則週に5日以上営業を行うことができる者
- (2) 出店又は営業に際して法律等に基づく資格及び許認可が必要な事業を営む事業者又は市民団体等については、既に取得している者又は取得が確実に見込まれる者
- (3) 継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すると認められる者
- (4) 改修後の空き店舗等において、営業開始から5年以上継続的に事業を行うことができる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者から除くものとする。

- (1) この補助金の交付決定以前に着手しているとき。
- (2) 国、県又は市が実施する他の助成制度の対象事業となったとき(融資に係るものを除く。)
- (3) 市税等に滞納があるとき。
- (4) 関係する法令に違反するとき。
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (6) 事業が政治的活動又は宗教的活動に関するものであるとき。
- (7) 夜間(17時以降)のみの営業であるとき。
- (8) 無人販売による営業であるとき。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に係るとき又はこれに類するとき。
- (10) 暴力団等が行うとき。

(令8告示54・一部改正)

(補助金額等)

第5条 補助対象事業に係る補助対象経費、補助率、補助限度額等は、別表第1のとおりとする。ただし、空き店舗等における住居との共用部分に係る経費は除く。

2 補助金の額は、基本補助の額に加算措置の額を加算した合計額とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、みどり市空き店舗等活用補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか必要があると認める書類を添付させることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容についての審査及び必要に応じた現地調査の上、補助金の交付を適当と認めるときは、交付決定を行い、みどり市空き店舗等活用補助金交付決定通知書(様式第6号)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 前条の補助金の交付決定については、次の条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助対象事業に要する経費を変更(補助対象経費における10パーセント以内の減額変更を除く。)しようとするとき。

イ 補助対象事業の内容を変更(補助対象事業の目的及び効果に影響しない程度の軽微な変更を除く。)しようとするとき。

ウ 補助対象事業を廃止しようとするとき。

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めた事項

(令8告示54・一部改正)

(年度を超える交付申請等)

第9条 補助対象経費のうち、店舗の賃借料について年度を超えて引き続き補助金の交付を受けようとする者は、交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までに第6条の交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 第7条の規定は、前項の場合について準用する。

(承認申請)

第10条 第7条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が第8条第1号の規定により市長の承認を受けようとするときは、みどり市空き店舗等活用補助金に係る補助対象事業の変更等承認申請書(様式第7号)にその変更又は廃止の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、承認の申請内容を適当と認めたときは、みどり市空き店舗等活用補助金に係る補助対象事業の変更等承認通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(令8告示54・一部改正)

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日(第9条第1項に規定する者にあつては、交付決定のあった年度の3月末日)から1か月以内にみどり市空き店舗等活用補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出は、別表第1の補助対象経費ごとに行うことができる。ただし、別表第1の加算措置については、実績報告書の最終提出時に報告するものとする。

3 市長は、第1項に規定するもののほか、必要があると認める書類を添付させることができる。

(令8告示54・一部改正)

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付決定又は変更交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金

の額を確定し、みどり市空き店舗等活用補助金額確定通知書(様式第 11 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(令 8 告示 54・一部改正)

(補助金の支払)

第 13 条 市長は、前条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により、補助金の支払を受けようとするときは、みどり市空き店舗等活用補助金支払請求書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

(令 8 告示 54・一部改正)

(補助金の交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(4) 補助対象事業を予定の期間内に完了しなかったとき又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると市長が認めたとき。

(5) 申請者等の構成員に暴力団等に該当する者が含まれていることが確認されたとき。

(6) 改修後の空き店舗等において、補助金の交付後 5 年以内に退去したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、市長の定める期間内にその返還をさせるものとする。この場合において、前項第 6 号に該当する場合の返還額は、別表第 4 に掲げる額とする。

(補則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令 8 告示 54・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のみどり市空き店舗等活用補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以後に補助対象事業を実施しようとする者について適用し、令和 5 年度末までに補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

(みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱の一部改正)

3 みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱(令和 4 年みどり市告示第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「みどり市空き店舗活用補助金交付要綱(平成 28 年みどり市告示第 36 号)」を「みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱(令和 6 年みどり市告示第 号)」に、「みどり市空き店舗活用補助金」を「みどり市空き店舗等活用補助金」に

改める。

附 則(令和8年3月31日告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のみどり市空き店舗等活用補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付を決定する補助金について適用し、同日前に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

別図(第2条関係)

(令8告示54・削除)

別表第1(第5条関係)

1. 基本補助

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
空き店舗活用型事業	店舗の改修及び設備に係る経費(当該空き店舗において行う事業に必要な範囲内)	2分の1以内	50万円	出店又は開所時1回
	重点区域内	2分の1以内	150万円	出店又は開所時1回
	店舗の賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用及び補助金の交付申請をしようとする者が当該空き店舗の所有者の2親等以内の親族の場合の賃借料は除く。)	2分の1以内	5万円/月	出店又は開所日の属する月の翌月から1年間
空き家活用型事業	店舗の改修及び設備に係る経費(当該空き家において行う事業に必要な範囲内)	2分の1以内	50万円	出店又は開所時1回
	重点区域内	2分の1以内	150万円	出店又は開所時1回
	店舗の賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用及び補助金の交付申請をしようとする者が当該空き店舗の所有者の2親等以内の親族の場合の賃借料は除く。)	2分の1以内	5万円/月	出店又は開所日の属する月の翌月から1年間

2. 加算措置

区分	対象者	加算額
移住起業者	第 11 条に規定する実績報告までに本市に転入している者	30 万円
空き店舗登録物件	みどり市空き店舗登録制度設置要綱の規定により、空き店舗登録台帳に登録されている物件を活用する者	10 万円
特定創業支援等事業	第 11 条に規定する実績報告までに市が定める特定創業支援等事業を受けている者	10 万円

別表第 2(第 6 条関係)

添付書類	様式等	備考
事業計画書	様式第 2 号	
補助対象経費に関する書類	見積書等の経費内訳が分かる書類の写し及び賃貸借契約書の写し	
収支計画に関する書類	出店後 2 年間の収支計画表又は資金繰り表	
法令許認可等に関する書類	資格認定書・許可証・認可証等の写し	必要な業種の場合のみ
申請者に関する書類	個人の場合は、住民票の写し 法人又は団体の場合は、定款・規約等の写し及び役員名簿等	
納税証明に関する書類	市町村民税の未納がないことが分かる証明書	事業者のみ
誓約書	様式第 3 号	
群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿	様式第 4 号	
改修工事等に係る空き店舗等所有者の同意書	様式第 5 号	空き店舗登録物件は不要
空き店舗等の登記事項証明書		空き店舗登録物件は不要

別表第 3(第 11 条関係)

(令 8 告示 54・一部改正)

添付書類	様式等
事業報告書	様式第 10 号

改修に関する書類	工事契約書・領収書・口座振込書等の写し
賃借料に関する書類	賃貸借契約書・領収書・口座振込書等の写し
写真	空き店舗等の改修前後の状況が分かるもの
チラシ・パンフレット等	店舗の営業状況が分かるもの

別表第4(第14条関係)

交付を受けた日から経過した年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100分の100
1年以上2年未満	交付額の100分の80
2年以上3年未満	交付額の100分の60
3年以上4年未満	交付額の100分の40
4年以上5年未満	交付額の100分の20

様式第1号(規格 A4) (第6条、第9条関係)

(表)

年 月 日

みどり市長 様

住 所

申請者

氏 名

みどり市空き店舗等活用補助金交付申請書

みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱第6条又は第9条の規定により、 年度みどり市空き店舗等活用補助金の交付を下記のとおり受けたく、関係書類を添えて申請します。

補助対象事業		空き店舗活用型事業	・	空き家活用型事業
重点区域		区域内	・	区域外
補助金交付申請額		円(B+C+D+E+J)		
補助金 交付申 請額の 積算	店舗改修費	【A】 補助対象経費		円
		【B】 補助申請額(Aの1/2) ※千円未満切捨て、限度額あり		円
	加算措置	【C】 移住起業者		円
		【D】 空き店舗登録物件		円
		【E】 特定創業支援等事業		円
店舗賃借料	【F】 賃貸借契約金額(月額)		円	
	【G】 月額補助金額(Fの1/2) ※千円未満切捨て、限度額あり		円	
	【H】 申請期間 年 月から 年 月まで(月)			
	【I】 当該年度申請期間 年 月分から 年 月分まで			
		【J】 当該年度補助申請額(G× 月)		円
補助金の振込先口座		金融機関名 :	支店名 :	
		口座番号 :	種類 : 普通 ・ 当座	
		フリガナ :		
		口座名義 :		

(裏)

関係書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>事業計画書(様式第2号)<input type="checkbox"/>補助対象経費に関する書類<input type="checkbox"/>収支計画に関する書類<input type="checkbox"/>法令許認可等に関する書類<input type="checkbox"/>申請者に関する書類<input type="checkbox"/>納税証明に関する書類<input type="checkbox"/>誓約書(様式第3号)<input type="checkbox"/>群馬県警察本部への照会係る役員等名簿(様式第4号)<input type="checkbox"/>改修工事等に係る空き店舗等所有者の同意書(様式第5号)<input type="checkbox"/>空き店舗等の登記事項証明書<input type="checkbox"/>その他()
------	--

様式第2号(規格 A4) (第6条関係)

事業計画書

申請者	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
空き店舗等の概要	所有者	
	店舗等の面積	m ²
	利用形態	賃貸借・売買・その他()
	契約期間	
	以前の使用状況	
	空き店舗等の期間	年 月から(年 か月)
空き店舗等の活用概要	店舗名	
	業種等	
	営業時間	
	定休日	
	加入商店街名	
	事業スケジュール	
	開店(営業開始)予定日	
経営指導を受けた機関名		

誓約書

年 月 日

みどり市長 様

住所
代表者
氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿(様式第4号)のとおり、警察への照会について承諾します。

記

- 1 自己及び自己が代表者となっている法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1に掲げる者(以下「暴力団等」という。)を自己又は自己が代表者となっている法人その他の団体の事業活動に係る下請契約等の相手方にしません。相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 3 自己又は自己が代表者となっている法人その他の団体が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、市長に報告するとともに警察に通報します。

様式第5号(規格 A4) (第6条関係)

年 月 日

みどり市長 様

改修工事等に係る空き店舗等所有者の同意書

私は、申請者がみどり市空き店舗等活用補助金を受けて、私の所有する下記空き店舗等を改修することに同意します。

記

【空き店舗等所在地】

みどり市

【申請者】

住所

名称

代表者の役職・氏名

【所有者】

住所

名称

代表者の役職・氏名

印

電話

様式第 6 号(規格 A4)(第 7 条関係)
(令 8 告示 54・一部改正)

第 年 月 日 号

様

みどり市長



みどり市空き店舗等活用補助金交付決定通知書

みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱第 7 条の規定により、 年度みどり市空き店舗等活用補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業に要する経費を変更(補助対象経費における 10 パーセント以内の減額変更を除く。)しようとするとき。
 - イ 補助対象事業の内容を変更(補助対象事業の目的及び効果に影響しない程度の軽微の変更を除く。)しようとするとき。
 - ウ 補助対象事業を廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 補助対象事業が完了したときは、1 か月以内にみどり市空き店舗等活用補助金実績報告書を提出すること。
 - (4) 補助対象事業、補助対象者及び交付条件に反するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第7号(規格 A4)(第10条関係)
(令8告示54・全部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所
申請者
氏名

みどり市空き店舗等活用補助金に係る補助対象事業の変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、下記のとおり補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を廃止したいので、みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱第10条第1項の規定により、承認を申請します。

記

補助対象経費	変更前	円	変更後	円
変更又は廃止の理由				
変更の内容 変更の場合のみ記載	変更前		変更後	
廃止の時期 廃止の場合のみ記載				

※変更の申請をする場合は、店舗の改修及び設備の経費の金額が分かる見積書の写し又は店舗の賃借料の額が分かる契約書の写しを添付してください。

様式第 8 号(規格 A4) (第 10 条関係)

(令 8 告示 54・旧様式第 9 号繰上・一部改正)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市空き店舗等活用補助金に係る補助対象事業の変更等承認通知書

みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱第 10 条の規定により、 年度みどり市空き店舗等活用補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり承認したので通知します。

記

区 分	変 更 ・ 廃 止
承認事項	

様式第9号(規格 A4)(第11条関係)

(令8告示54・旧様式第10号繰上・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所
申請者
氏名

みどり市空き店舗等活用補助金実績報告書

みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱第11条の規定により、年度みどり市空き店舗等活用補助金の実績報告を関係書類を添えて報告します。

補助対象事業	空き店舗活用型事業 ・ 空き家活用型事業	
重点区域	区域内 ・ 区域外	
補助金額	円(B+C+D+E+J)	
補助金額の積算	店舗改修費	【A】補助対象経費 円 【B】補助申請額(Aの1/2) 円 ※千円未満切捨て、限度額あり
	加算措置	【C】移住起業家 円
		【D】空き店舗登録物件 円
		【E】特定創業支援等事業 円
	店舗賃借料	【F】賃貸借契約金額(月額) 円 【G】月額補助金額(Fの1/2) 円 ※千円未満切捨て、限度額あり 【H】申請期間 年 月から 年 月まで(月) 【I】当該年度申請期間 年 月分から 年 月分まで 【J】当該年度補助申請額(G× 月) 円
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書(様式第10号) <input type="checkbox"/> 改修に関する書類 <input type="checkbox"/> 賃借料に関する書類 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> チラシ・パンフレット等 <input type="checkbox"/> その他()	

様式第 10 号(規格 A4)(第 11 条関係)

(令 8 告示 54・旧様式第 11 号繰上)

事業報告書

申請者名	
電話番号	
FAX 番号	
店舗名	
業種等	
営業時間	
定休日	
開業(営業開始)日	
事業着手年月日	
事業完了年月日	
加入商店街名	

様式第 11 号(規格 A4)(第 12 条関係)
(令 8 告示 54・旧様式第 12 号繰上)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市空き店舗等活用補助金額確定通知書

みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱第 12 条の規定により、
空き店舗等活用補助金の額が確定したので通知します。

年度みどり市空

補助金の確定額 金 円

様式第 12 号(規格 A4)(第 13 条関係)
(令 8 告示 54・旧様式第 13 号繰上)

年 月 日

みどり市長 様

住 所
氏 名 印

みどり市空き店舗等活用補助金支払請求書

みどり市空き店舗等活用補助金交付要綱第 13 条の規定により、 年度みどり市空
き店舗等活用補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

補 助 対 象 事 業	空き店舗活用型事業 ・ 空き家活用型事業
補助金交付請求額	円
補助金の振込先口座	金融機関名 : 支店名 : 口座番号 : 種 類 : 普通 ・ 当座 フリガナ : 口座名義 :

※振込先口座の情報が確認できる書類(通帳の写し等)を添付してください。